

学校いじめ防止基本方針

鴻池学園高等専修学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、生徒のその時点での心の傷にとどまらず、心身の成長過程において人格形成に多大なる影響を及ぼすものである。学校全教職員がいじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対許さないという姿勢で、どんな些細なことであっても必ず親身になって相談に応じることが必要である。生徒ひとり一人の多様な個性の健やかなる発達を支援するという指導観で、いじめの発生と深刻化の防止に徹底的に努めることが重要である。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等の当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的には次のような態様が考えられる。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ ぶつかられたり、遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・ 机、椅子、教科書、ノート等に落書きされたりする
- ・ 差別的なあだ名がつけられる 等

3. いじめ防止のための組織

① 名称

「いじめ防止対策委員会」

② 構成員

校長、教頭、主事、教育指導委員長、担任教員、人権教育推進委員長
 なお、必要に応じて外部委員として行政等の関係機関の専門家を参集する
 場合がある。

③ 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ 年間計画の企画と実施、点検
- ウ 教職員の資質向上のための校内研修
- エ いじめの未然防止と早期発見の推進
- オ いじめ事象発生時の対応
- カ 各取組の有効性の検証
- キ 学校いじめ防止基本方針の見直し

④ 年間指導計画

	第1学年	第2学年	第3学年
4月	中学校からの申し送り、個人カードによる生徒状況の把握 三者懇談会	引継・申し送り・個人カード情報による生徒状況の把握 三者懇談会	引継・申し送り・個人カード情報による生徒状況の把握 三者懇談会
5月	学校生活基本調査 性感染症予防授業	学校生活基本調査 性感染症予防授業	学校生活基本調査 性感染症予防授業
6月	人権教育 HR	人権教育 HR	人権教育 HR
7月	いじめ防止対策委員会議	いじめ防止対策委員会議	いじめ防止対策委員会議

8月	球技大会	球技大会	球技大会
9月	薬物予防教育	感染症予防教育	感染症予防教育
10月	体育祭	体育祭	体育祭
	郊外学習	郊外学習	郊外学習
	アンケート「いじめの実態調査」の実施	アンケート「いじめの実態調査」の実施	アンケート「いじめの実態調査」の実施
11月	いじめ対策防止委員会会議	いじめ対策防止委員会会議	いじめ対策防止委員会会議
	視聴覚教育	視聴覚教育	視聴覚教育
12月	三者懇談	三者懇談	三者懇談
	三者懇談		
1月	学習発表会	学習発表会	学習発表会
2月	マラソン大会	マラソン大会	マラソン大会
	いじめ防止対策委員会会議	いじめ防止対策委員会会議	いじめ防止対策委員会会議
3月			

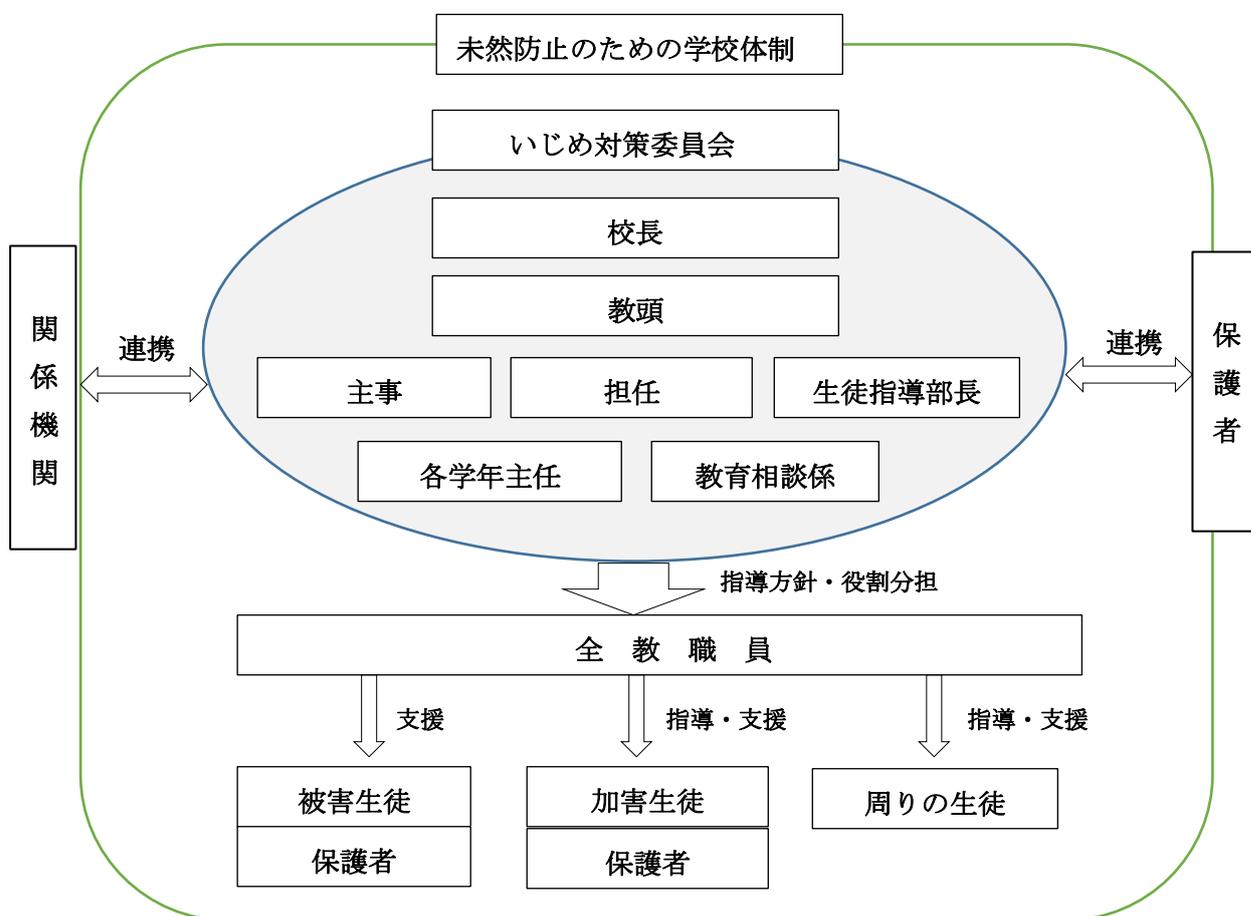
4. 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止対策委員会は、年間計画により、委員会会議を開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処が上手くいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重の意識が充溢した環境・空間であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育成する学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特性に応じ、総合的に推進する必要がある。特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを、作成する必要がある。その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことを目標としなければならない。



2. いじめ防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対していじめ防止対策推進法の趣旨と内容の周知徹底を行う。
- (2) 生徒間で自他の存在を認め合い、感謝し合い、尊重し合える態度を育成すると同時に、生徒一人ひとりが他の生徒に対して、自己の存在感を自信を持って自由に表明できる環境作りを行う。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、家庭状況など生徒を取り巻く環境の把握に努め、生徒一人ひとりの状況に応じた指導を行うことができるよう学校組織の整備を図る。いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払う。
- (4) いじめ防止を人権教育の主要な取り組みに位置づけ、教職員の資質向上のための研修を実施する。教職員はすべての生徒が教師の指導を真摯に受け入れるよう、日々のコミュニケーションを通じて信頼関係を構築する。
- (5) ネット上のいじめ防止のため、情報端末機を利用するにあたっての情報モラル、マナー教育を生徒指導部の重点活動の一つとして、総合的な学習の時間やHR活動などで繰り返し指導する機会を設ける。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと感じたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく表現したり、訴えたりすることが困難な状況にある生徒が、いじめにあっている場合は事態の隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない生徒の言動や表情から、また普段とは異なる行動形態などから、心の訴えを感じ取る鋭い感受性と、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、そしてよりよい生徒集団を作ろうという熱い行動力が求められる。

学校生活における個々の生徒の言動を注視するとともに、校内巡視体制を強化するなどして生徒の行動に気を配り、教師間で連携して情報交換を行って生徒についての情報を共有する。

- (1) 実態把握の方法として、アンケート調査や三者懇談会等の実施により実態調査を行う。また、保護者や生徒が日頃から気軽に相談できる関係を作る。
- (2) 生徒から、いじめに関係すると思われる兆候全般についての情報提供を呼びかける。見たり聞いたり、ネット上の書き込みや落書きの類まで、少しでも気になることがあれば、躊躇することなく報告するよう協力体制を作っておく。
- (3) 日頃から保護者との連絡を密にとり、生徒の学校内外での様子について情報を交換して、連携して生徒を見守るという体制を作る。また、些細なことでも生徒の異変に気づいたら、すぐに互いに連絡を取り合えるような関係づくりをする。
- (4) 学校通信やHPなどを通して、相談窓口の周知を徹底する。
- (5) 相談で得た情報がいじめを示唆するものであった場合、教職員は一人で抱え込まずに、学年主任、生徒指導部長などに迅速に報告して、関係者を招集し、その後の対応を考える体制を作る。なお、生徒の個人情報については厳守し、相談者や情報提供者に不利益が及ばないよう配慮する。

第4章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見る時、いじめた生徒自身が深刻な課題を有していることが多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者の支援、そして何より相手の自己改革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。そのような、事象に関係した生徒同士が豊かな人間関係を再構築する営みを通じて事象の教訓化を行い、教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめ発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した時は、その場でその行為を制止する。
- (2) 生徒本人や保護者、情報提供者から相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。
- (3) どんな些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為にはきちんと関係生徒から事実確認を行う。その際、被害生徒の人権を守る事を最優先とし、心身のケアなど必要な対応をする。また、情報提供者には不利益が生じないように配慮する。
- (4) いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、速やかに学年主任、生徒指導部長に報告していじめ防止対策委員会として情報を共有する。
- (5) 事実確認の結果、被害・加害の保護者への連絡については、担任等関係教員が速やかに行い、事象内容により直接会って経緯を説明する。

- (6) 事象内容に応じて、関係機関、専門機関と連携して対応にあたる。また、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた生徒またはその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒の安全を最優先にし、いじめた生徒に対する別室指導や謹慎等の懲戒処分等により、いじめられた生徒が落ちついて教育を受けられる環境を確保する。生徒の心身の状態を、家庭との連携により逐一把握するよう努める。
- (2) 生徒の悩みや要望を積極的に受け止める支援体制を整える。また教職員による支えだけでなく、親しい交友関係などを通して寄り添う対応も随時採り入れる。
- (3) 保護者に対しては、問題解決に向けての情報や対応状況を継続的に連絡して、理解を求めるとともに継続的な支援を行う。

4. いじめた生徒またはその保護者への支援

- (1) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめが人格を傷つける許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させて事態への反省を促す。
- (2) いじめに至る原因を明らかにし、いじめた生徒本人が抱える問題や背景にも目を向けて、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。一方的な断罪ではなく、多角的に人権意識についての教育的指導を行う。
- (3) 保護者に対しては学校の対応に理解と協力を求めるとともに、被害生徒や関係する生徒集団との関係修復のために必要な措置を、組織的段階的に行う。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調したりした生徒に対しても自分自身の問題として捉えさせる。いじめを受けた者の感情についてよく考えさせ、他者の痛みへの共感性を育てる。いじめを傍観することが、どれほど被害生徒の孤独感を深め、心の傷を広げるかという点で、いじめを見て見ぬふりをする 것도また、許されない行為である事に思いを至らせる。そのうえで、他者へのいじめを防ぐことが自分へのいじめをも防止する、安全な学校生活作りにつながることを再確認する。
- (2) 加害・被害生徒間だけの問題に終わらせず、全ての生徒が集団の一員として、互いを尊重し合い、認め合う人間関係を構築するため、事象の分析から得た教訓を人権教育に反映させ、普段の学校生活の中で、意見が異なる他者との良好な人間関係を作っていくように、適切に指示する。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上に誹謗、中傷等の不適切な書き込みがあった場合、まず問題の箇所を視認しておいて印刷等の保存措置を講じた上で、生徒指導部を通じていじめ防止対策委員会において対応を協議する。速やかに関係生徒からの聴き取り調査の実施、被害生徒のケア等必要な対応をとる。
- (2) 書き込みへの対応については、被害生徒の意向を尊重した上で削除要請等をプロバイダ、サーバー管理、運営者に対して行う。必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や関係機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるために、情報端末機を利用して情報を発信するにあたっての人権意識を高める指導を、人権教育 LHR を利用して実施する。